

転換期の安全保障論

— 「総合安全保障論」をめぐる予備的考察 —

National Security in the changing conditions

大川 公一
Ohkawa Kouichi

はじめに

1970年代から80年代にかけての日本外交は転換期であった。旧ソビエトの軍備増強にみられるようなデタントから軍拡への動き、それを背景としたソ連脅威論、アメリカの対アジア・太平洋政策の変更など日本を取り巻く外交環境が大きく変わりつつあった。それに伴って従来にはない外交の可能性が感じられ、時の内閣の基本政策として、福田内閣の全方位外交あるいは大平内閣の環太平洋連帯構想が模索された。この時期の重要な概念のひとつとして、「総合安全保障」を挙げることができよう。70年代の石油危機を2度にわたって経験したことによって、単なる軍事面での安全保障にとどまらず、経済面を含めた総合的な安全保障の必要性が唱えられるとともに、変化する外交環境への適応を果たそうとする意図があったと考えられている。

この概念については、当初から評価が分かれていた¹⁾。端的に言って、大平内閣が環太平洋連帯構想を打ち出していたことによって、この総合安全保障論はその政策意図が少々分かり難いものになったと言ってよいのではないか。総合安全保障は、福田内閣の全方位外交の考え方こそ適格的だとみえたからである。

70年代の2度にわたる石油危機は、70年代初頭まで続いてきた高度経済成長をほとんどストップさせ（とは言え、欧米に比べると高い水準にはあったが）、日本経済のおよそあらゆる面に関する海外依存の状態をあからさまにしたから、これを契機に、日本の国家や社会の安全の問題が大きな関心を引き起こしたことは自然なことであったと言えよう。そのため、総合安全保障論はおおむねこの文脈で語られることが多いが、単に経済的な条件を契機とした安全保障の考え方の転換というだけでは、その政策意図は必ずしも明らかではない。

総合安全保障という概念は現在に至るまで使われているが、概念はその政策意図を実現しようとする磁場に置かれて初めて意味を持つであろう。この点を念頭に置きながら、これまであまり戦略をもたなかったと言われる日本外交を展望するにあたって、転換期といわれた当時の総合安全保障論の考え方や政策意図について検討することは一定の意義を持つと思われる。この小論はそのためのごく予備的な考察である。

ソ連脅威論

1979年5月、北東アジアにおけるアメリカの主要目標に関する上院外交委員会における報告書は、「ここ数代の米政権は、同地域（北東アジア）へのいっそうのアクセスを意図した諸政策 敵対勢力による同地域での覇権を阻止し、東アジアを世界的な勢力均衡の中に組み入れる政策 を追求してきた。ベトナム戦争後の北東アジアを概観するに、(1)四大国の関与、(2)日米同盟、(3)ソ連軍力の増強、(4)中ソ紛争および中国の政策、(5)韓国および台湾の任務、の五つの主要素を指摘できる」²⁾と述べて、アメリカの外交政策目標の基本的な考え方を明らかにした。これは、ベトナム戦争やそれに続くアメリカのアジア、特に東アジアに対する軍事的プレゼンスの後退という一般的な印象のなかにあって、アメリカが依然としてこの地域に高い関心と意欲

を持っていることを示していた。そして、「米国の政策は現在のところ、北東アジアとの関係について、(1)同地域におけるソ連軍力の増強、(2)日米同盟関係の将来、(3)韓国防衛にあたっての米国の役割、(4)アジアの勢力均衡に果たす中国の役割の四点の基本問題とどう取り組むかにある」と述べて、「日本の外交政策が今後どのような指針をたどるかによって、米国がアジアでさらに世界的規模でその政策目標を達成できるかどうかが大きく左右されよう」³と指摘している。

この報告書は、北東アジアにおける過去10年間の主要な軍事的変化としてソ連の軍力の増強をあげており、この文脈で日本にとっての安保条約の意義を、「日本政府は、安全保障上の利益や、より広域の経済的利益に関する同国の主要政策目標を達成するにあたって、同盟関係を不可欠のものとし、みなしている」⁴と評価している。ここでは、この報告書が軍事面およびそこから直接派生する狭義の安全保障に加え、「日米同盟は、日本の経済的繁栄に不可欠である米国との緊密な経済関係を強固にするもの」であり、「太平洋、東南アジア、インド洋における米国の役割 それは日本の経済的権益を保護し、日本へ中東や豪州、東南アジア、米国から必需食料とか原材料、エネルギー資源が流入する海上輸送網を保護することである を果たすうえで一つの土台となるものである」⁵と述べている点に留意しておきたい。

ソ連の軍力の増強は日本国内でも脅威として認識され、70年代の半ば頃から、脅威の性格や程度、それに対する対応としての防衛力をめぐる各種の論議を呼び起こすとともに、安全保障全般に対する関心を惹起していた⁶。アメリカにおいても、日本は「日本近域のソ連軍事プレゼンスに神経をとがらせている。その例証として、日本は中国との平和友好条約に調印したものの、同条約に含まれるあらゆる反ソ的解釈を薄めようと試みている。結局、ソ連の軍力の故に、日本はその外交政策を検討するにあたってソ連に大きな配慮を払うことを余儀なくされているのが実情である」⁷と診断されていた。

さらに、この時期に日本の防衛問題のなかで特に緊急課題であったのは、経済摩擦・貿易不均衡問題に端を発したアメリカとの間の防衛分担の問題であった。貿易不均衡と防衛分担の問題を背景に、アメリカ議会内には貿易と防衛のリンケージを求める機運が強まっていた。ホルブルック国務次官補(東アジア・太平洋担当)は、ある講演で次のように述べている。「われわれは過去30年間に、日本との間に築き上げてきた途方もなく巨大な関係から非常な恩恵を受けている。こうした関係が大幅に悪化したならば、東アジアおよび太平洋における均衡のとれた平和的前進の継続に対してばかりか、われわれ自身と地球全体の経済に対しても、きわめてまずい結果をもたらすだろう。万一、両国間の経済摩擦が未解決のままいつまでも続けば、われわれみなにどれほどの損失をもたらすかを見通すのに、それほど精彩のある想像力を必要としまい、保護主義勢力が双方の側で信者を増やすばかりか、その結果、全世界の貿易体系に、巨大な影響を及ぼし、民族主義色の濃い辛らつな言葉のやりとりが展開され、両国関係を否応なしに下降のラセン階段へと導くことが見通せる。万一日本がわれわれの安全保障上の誓約の確かさに対する信頼を失い、軍事大国になるほかに感じたとすれば、現在の力の関係に対する衝撃を見通すことは困難ではない。私は、どちらの方向にも進むまいと思う。だが、われわれは今後幾世代にもわたってこの基本関係が弱まらず、強化されることを保証するための努力を怠らぬにしたり、無視したりできるほど、のんびりとはしておれない」⁸。1980年1月には、ブラウン国防長官が大平に対して日本の防衛支出の増大を要求し、3月には訪米した大来佐武郎外相に対しても同じ要求を伝えている。その直後の4月に大平は訪米し、カーター大統領と会談しているが、この会談では日本が防衛費を増大することで一致したと伝えられた。ただ、財政再建問題を抱えた大平はこの問題に対する対応に苦慮し、防衛費は自主的に決定するという考えであった。

経済安全保障と総合安全保障

安全保障全般に関する関心は、軍事的脅威論だけを背景にしたものではなかった。70年代に2度経験した石油危機は、その経済的影響にとどまらず、日本の安全保障論議に新たな視点を提供していた⁹。資源小国の日本にとっては、軍事的側面だけではなくあらゆる側面で安全の確保を図る必要があり、そのため経済安全保障の観点が必要であると主張された。この経済安全保障という言葉はしばしば使われたが、同時に総合安全保障という概念も、そのなかにさまざまな要素を詰め込みながら、しかしある程度曖昧な形で使われていた。

これらの当時の事情は、安全保障という問題を、一方では従来からの防衛力問題というベクトルへ向かわせ、他方では安全保障の総合性の模索という新たなベクトルへ向かわせるという力を生んでいたようにみえる。これは、ひとつには防衛力についての新たな考え方としてあらわれた。たとえば、いわゆる基盤的防衛力構想を打ち出した久保卓也は、「今日の防衛力の役割は、単

に戦争の対処力や抑止力、つまり脅威を基礎においたものを越えて、国際平和維持の機能をもつに至っているということである。今日少なくとも主要国間においては、東西を問わず安全保障体制のネットワークができ上がっており、その一部に軍事的脅威を与えると、ネットワーク全体に響いてくるという構造ができているから、容易にそのような試みができないようになっている。しかしネットワーク全体としてそのように機能するためには、その中心であるアメリカとソ連が十分な軍事力をもっているのみならず、ネットワークを構成する個々の国が、それぞれパート、パートに応じた防衛上の役割を果たしていなければならない。個々の国は特定の脅威に対応するというより、グローバルな戦略の一環としての役割を果たすことによって、その国の、その地域の、そして世界的な安定と平和に貢献しているのが現状であると認識される¹⁰と述べているが、これはこの文脈で理解できることであろう。

総合安全保障論もしばしばこの文脈で語られるため、実質的な内容が経済安全保障論と大差がないかのように受け取られることが少なくない。しかし、他方ではその評価が明確ではないところもある。たとえば、「脅威の対象が多様であるし、脅威の段階が多様であるので、多様な種類の脅威、多様な段階の脅威に対応するためには、当然、手段も多様でなければならない。そういう意味において、安全保障の政策は多様な対策を含む総合的なものでなければならない¹¹」¹¹という意味での安全保障の総合性は、安全保障を防衛力の問題に限定せず、文字通り総合的な観点から考えなければならないという政策意図をあらわしていると理解することができる¹²。

大平首相の意を受けた政策研究会である総合安全保障研究グループの報告書『総合安全保障戦略』においても、同じ種類の前提がある。報告書は冒頭において次のように安全保障の総合的性格を説明している¹³。

安全保障とは、国民生活をさまざまな脅威から守ることである。

そのための努力は、脅威そのものをなくするための、国際環境を全体的に好ましいものにする努力、脅威に対処する自助努力、及び、その中間として、理念や利益を同じくする国々と連帯して安全を守り、国際環境を部分的に好ましいものにする努力、の三つのレベルから構成される。

このことは、狭義の安全保障についても、経済的安全保障についても、妥当する。

この三つの努力は、相互に補完すると同時に、矛盾もするので、そのバランスを保つことが重要である。

安全保障問題は、以上の意味のみならず、対象領域と手段の多様性という意味でも、総合的性格を持つものである。

すなわち、安全保障は、ひとつには異なる複数のレベルの努力によって構成されるという意味で総合的であり、また関心を持つべき対象領域が多様で、そのための手段も多様であるという意味で総合的であると説明されている¹⁴。少々具体的な記述からみると、ここにあらわれている安全保障の総合性とは、おおむね経済安全保障の意義を重視したものと考えてよいであろうが、総合安全保障の概念そのものは直接かつ厳密に定義されてはいない。記述の仕方からすれば、軍事的側面と考えられる狭義の安全保障と経済的安全保障とを合わせたものと理解できるだけである。

この報告書は、日本が安全保障問題を考えるにあたっての状況認識と課題を指摘しているが、その要点を挙げると次のとおりである¹⁵。

1. 1960年代半ば以降のソ連の軍拡によって、70年代には軍事的にも経済的にもアメリカの優位性が失われ、アメリカの軍事力は同盟国に対して十分な安全保障を与えることができなくなった。このため、同盟国としては通常兵力の分野での自助努力が必要となり、アメリカが提供する核の傘の信頼性についてもアメリカに対する協力がなければ保持されなくなった。また、経済的には、アメリカ経済の力の低下によって、国際通貨体制や自由貿易体制の維持をアメリカに大きく依存することができなくなった。
2. 南北関係の安定した発展は日本にとって重要であり、総合安全保障努力の一環として、開発途上国の経済発展と南北間の秩序形成に大きな役割を果たさなければならない。
3. 「アメリカによる平和」の時代は終わり、「責任分担による平和」の時代が変わった。したがって、日本は自国の経済的

利益のみを追求することはできなくなった。

4. 自由と経済的豊かさを享受している日本の政治・経済体制を維持していくためには、国際システムの維持・強化に貢献するとともに、自助努力の強化が必要である。

すでに60年代後半から自立論（特に対米自立論）が議論されるようになっていたが、総合安全保障論は一方では自立論の系譜のなかに位置づけられ、他方では、従来と同じ日米安全保障体制の維持のなかに位置づけられていると言ってよいのではないが。ただ、日本の文字通りの軍事的な自立がありえない以上、日本の安全保障外交は、一方では日米安全保障体制のなかでの具体的な防衛分担の問題（これはアメリカの世界戦略の変化に伴って範囲が変わりうる）に、他方では安全保障の要素を前提とした外交的地平の拡大に定位されることになる。たとえば久保は、「単に国の安全を図るといふ立場からの総合的な安全保障として考えるのではなく、国際責任の遂行という観点から、地域の安定と発展とに役立ち、それが同時にわが国の安全保障ともなる」¹⁶と述べているが、考え方の点で通底しているといえよう。この観点からすれば、安全保障を考えるにあたって防衛力の問題だけを取り出して議論することはあまり意味がないばかりか、そもそも不十分であることになり、さらには、アメリカからの防衛費増大要求があったにもかかわらず、防衛費そのものの多寡を問題にすることについても、議論の方向として少々の外れであることになる。久保が、「総合的な安全保障を考えようとする場合、防衛費1パーセントの是非論はあまり意味がなからう」¹⁷と述べているのは、このような防衛力の考え方と整合するものである。

佐道は、この総合安全保障論について、「80年代初頭に出された安全保障論としては、それまでは日米安保体制の是非や憲法問題ばかりが議論されていた日本の状況を考えると、日本が抱える問題点や今後の課題をよく整理したものだと評価して間違いないであろう」と評価したうえで、問題は現実の政治状況との関係であるとして、次の二つの問題を指摘している¹⁸。

(1) 軍事的役割の限定性の問題。つまり、基本的には基盤的防衛力構想以来の久保の考え方を反映したものであり、軍事面では本土中心の自主防衛論であり、そのための自衛力増強論に落ち着いていること。しかし、アメリカは日本に対して単に自衛力の強化（これさえ国内では問題になるが）を求めるだけでなく、ソ連の脅威に対する共同行動を求める段階に来ていた。にもかかわらず報告書はこれに答えていない。現実の政治状況のほうが先に進んでしまった。進展する政治状況に対応しきれないことになった。

(2) 推進者であった大平が死亡したこと。その結果、後継の鈴木内閣ではこの報告書は有効に生かされなかったこと。「米国からの強い防衛力増強要請、そしてこれから明確になっていく共同作戦問題に対して、日本としての安全保障の在り方を問い直した本報告書を、現実政治の前にいかに応用していくかという試みは結局なされることはなかった」。

しかし、この評価は総合安全保障論の意義を防衛力という観点に閉じ込めすぎているようにみえる。久保が1%枠にこだわる必然性が薄れると指摘した考え方そのものが、この評価の中には生かされていないのではないが。

大平内閣

防衛や貿易を巡る日米間の相互不信があるなかで訪米した大平首相は、ワシントンのナショナル・プレス・クラブで、「日本と中国および米国と中国の間に友好的な関係が醸成されたことによって、われわれのアジア政策の基盤が拡大された」¹⁹と述べた。第2次大平内閣で外相であった大来佐武郎はこの発言に触れながら、中国を含む西太平洋地域を経済成長と開発が最もダイナミックに進展している地域であるとして、「大西洋と太平洋の両方に面している米国は、その二つの地域の相対的重要性を慎重に比較考量しなければならない。日本は、今後長期間にわたって、西太平洋地域で重要な経済的・政治的役割を果たすことになる」²⁰と展望している。

ここでは大来は経済的な展望について詳しく論じているが、政治的役割については具体的にはほとんど触れていない。しかしながら、日本の政治的・経済的役割が特定の地域概念のなかで展望されている点は重要であると思われる。なぜならば、日中条約にせよ日米間の貿易・防衛問題にせよ、通常はそれらを2国間問題の枠組みのなかに位置づける傾向があったからである²¹。これは、特に防衛問題をめぐる日本側の対応について顕著であった。これに関連して、「日豪関係は、きわめて重要であり、たんに

日豪経済関係の相互補完性のみならず、対中・対ソ外交におけるわが国の交渉能力を補強するうえでも、いまやもっとも重要な国際関係だといわねばならない」²²として、日本とオーストラリアの関係の重要性に着目する見解があったが、この種の地域概念につながるような考え方は主に経済的側面に着目する傾向があったように思われる²³。

1979年11月9日に発足した第2次大平内閣は、初閣議で行政改革と公務員の綱紀肅正を当面の政治課題とすることを確認した。この頃、国内政治に目を向けると、大平内閣に対する不信任案提出、国会解散、総選挙での自民党敗北、自民党非主流派による大平退陣要求とそれに続く政争、自民党と新自由クラブの連立構想、社会党と公明党の連合政権構想などめまぐるしい政局があり、国際政治の局面に目を向けにくい事情があったと言える。しかし、それにもかかわらず、大平は1979年12月に訪中し、500億円の円借款を約束するとともに日中文化交流協定に調印した。その翌月、オーストラリア、ニュージーランドを訪問し、オーストラリアではフレーザー首相と環太平洋連帯構想を具体化することで合意している。そこでは、アジア・太平洋地域の他の国に対する両国の関心が表明され、フレーザー首相は、この地域における日豪両国の共通の関心がアメリカのプレゼンスの維持であることを示唆していた。

大平自身は、総合安全保障について次のように述べている。「資源と市場のほとんどを海外に求めなければならないわが国にとって、世界のどのような紛争も、その存在を脅かす。ましてや兵器開発が極度に進んだ今日、わが国が直接の攻撃対象となった場合には、到底単独でこれを持ちこたえることは不可能であり、これまでとられてきた集団安全保障体制ですら十分ではなくなった。そのため、わが国は平和戦略を基本とした総合安全保障体制を整え、その安全を確保しなければならない。すなわち、現在の集団安全保障体制 日米安保条約と節度ある質の高い自衛力の組み合わせ を堅持しつつ、これを補完するものとして、経済・教育・文化等各般にわたる内政の充実をはかるとともに、経済協力、文化外交等必要な外交努力を強化して、総合的にわが国の安全をはかろうとするものである」²⁴。大平は防衛力増強には消極的であったと言われるが、たとえば自民党政務調査会長であった頃に、「安保体制で今日まで平和を守ってきた。それはそれなりのメリットを認め、その上で新しい可能性を究明して改善していく、というようになれば日本の政治の進歩だと思えます。とにかく、いま曲がりなりにも世界のバランス・オブ・パワーが成り立っている。・・・全体として大きな力のバランスが世界の平和を維持している。日米安保体制も、そのバランスのひとつのつぎ目なんです。これを突然やめることは、危機の可能性を生む、だから安保条約を見直すという努力は怠ってはならないが、軽率にやめちゃうことも危険なことだと思います」²⁵と述べて、日米安保を重視すると同時に、そのあり方に何らかの変更がありうるかもしれないという点にも言及していた。

相互依存と地域

経済安全保障の考え方は、伝統的な軍事的安全保障の考え方に経済面での安全を考える必要性を付け加えたものと受け取られがちである。しかし、国際社会の相互依存関係が増大し、相互のネットワーク化が進むと、外交や安全保障におけるさまざまな手法もその比重を変え、軍事的手法の比重が低下するとともに、非軍事的手法の重要性が増してくる。このことは米ソのような軍事大国の場合であっても例外ではなく、高坂は、「アメリカは過去には経済的手段を公然とは使わなかったが、今では公然と使い始めたことが注目される」²⁶と指摘している。そもそも、アメリカが日本に対して示した、防衛と貿易のリンケージの姿勢もこのあらわれである。

すでにみたように、総合安全保障論は大平の政策的意欲のひとつのあらわれと考えられる。しかし、その安全保障の総合性ということから言うならば、大平内閣の環太平洋連帯構想よりも福田内閣の全方位外交と親和的であるように見える。「無資源国日本は資源を世界に求めねばならぬ。これは資源供給地の分散という保険上の意味も含めて、いよいよ世界中に求める相手が広がっていく。このことは、日本が世界のどの国とも平和友好的な関係でなければならないという外交原則を容易に生み出してくれる」²⁷という意味での全方位性は、総合安全保障論を語る際に頻りに言及された事情であるし、大平自身もそのような趣旨の発言をしている。しかし、それが等距離中立的な外交姿勢を示すものであるならば、すでに石油危機の経験を経るなかで自民党の有力政治家（たとえば中曽根）のなかにも疑問視する声があった。相互依存が進むなかでは、総合性は全方位性を意味しない。

総合安全保障論は、伝統的な軍事的安全保障に経済的な安全保障の要素を付け加えたものというよりは、アジア・太平洋地域の枠組みのなかで防衛分担問題、貿易不均衡問題などに対する相互的な均衡解を模索するとともに、変化するアメリカのアジア

政策に対してアジア・太平洋におけるアメリカのプレゼンスを確保することに主眼があったのではないか。それはいわば、米中和解と中ソ対立、その結果として日米安保条約を敵視してきた中国の姿勢が緩和されたという条件、さらにはこの地域に対するアメリカの継続的な関心という条件のもとで可能になったことである。軍事的・外交的な面でこれまでとは異なる自助努力が必要という状況認識のもとで、手法においても対象領域においても安全保障の枠組を広げることが求められたが、そのためにこそこの地域におけるアメリカのプレゼンスが必要であるという、いわば一種の逆説的な事態が生まれ、総合安全保障論はこのなかに回帰していった面があるのではないか。佐道が言うように、推進者であった大平の死は、この構想にとって不運なことであったかもしれない。しかしながら、安全保障全般を構想するという面言えば、狭義の防衛力をどのように規定するかという問題があったにせよ、国際情勢の方がこの構想よりも先に進んでしまったというよりも、総合安全保障論そのものが、仮にどれほど相対化されようが日米安保体制を基軸として持っていたはずであり、これとの関係で広義の安全保障を実践的に構想するという段階に至っていなかったことの方がより重要だったのではなからうか。

(注)

- 1 たえば、岸田純之助「先進社会の総合安全保障とは何か」(『中央公論』1979年1月)などは、この総合性を文字通りに解釈したものとえよう。
- 2 米上院外交委員会「米国の外交政策目標と米軍の海外配置に関する報告書(上)北東アジアにおける主要目標」『世界週報』1979年6月19日57頁。
- 3 同62頁。
- 4 同58頁。
- 5 同58頁。
- 6 たえば、永井陽之助・中嶋嶺雄「いまソ連の侵攻はあるか」『中央公論』1981年3月、猪木正道「防衛論議の虚実」『中央公論』1981年1月。ソ連の対日戦略について、「ソ連極東部の巨大な軍事基地コンプレックスの拡充強化、太平洋艦隊の近代化と強化およびインドシナの空海軍基地とを構成要因とする東アジア安全保障システムのワク組の中に日本列島を封じ込める」(三好修「中立日本か、新日米同盟か」『中央公論』1955年3月)とする解釈もあった。
- 7 前掲上院報告書61頁。日本国内での防衛力増強論は、主にソ連脅威論を背景としていた。この点で、「結局、防衛力増強論はソ連論に繋がるわけで、ソ連をどう評価するかによって全てが変わってしまう」(永井・中嶋前掲82頁)という指摘は適切である。ここで中嶋は、1978年の日中条約に反覇権条項が盛り込まれたことをもって、「日中条約の締結が米・日・中の反ソ的な太平洋横断的連携を形成する嚆矢になるのではないか」(88頁)という可能性に踏み込んでいる。なお、日本がベトナムなど共産主義諸国と外交関係を樹立しようと試みたことは、対ソ脅威論を背景とした対ソ融和策として理解可能である。
- 8 「大平政権に注文する」『世界週報』1979年新年号37頁
- 9 一般的にはこのように言われることが多いが、日本が資源小国であることはこの時期に特有の事情ではないから、このような説明のしかたは必ずしも十分ではないという考えもあるのではないか。なお、日本に限らず、この頃は安全保障のあり方そのものに根本的な再考を促す議論もみられる(マレク・テー「80年代ヨーロッパの安全保障」『世界』1981年7月)。
- 10 久保卓也「現場からの防衛論」『中央公論』1954年1月。
- 11 佐伯喜一「日本の安全保障」『日本経済と総合安全保障』経済展望談話会1981。佐伯の議論は安全保障の総合性(さらには集団性)を一般的必要から行っており、その限りでは特にこの時期に問題となる総合安全保障論固有の文脈とは異なるように見える。一般的必要からの側面もあるが、この時期特有の必要性、特に防衛分担問題などアメリカとの関係から出た必要性に基づく面もあるのではないか。総合安全保障という概念は不要で経済安全保障で足りるとする議論があるが、これはこの観点からは的外れと言わざるを得ない。ただ、総合安論を議論するならば、そのなかでの防衛力の位置づけが問題となるという指摘はそのとおり。
- 12 このような理解の仕方は、たとえば、公文俊平「経済安全保障とは何か」(衛藤藩吉他編『日本の安全 世界の平和』原書房1980年)にもみることができる。公文俊平は、この意味での安全保障の概念としては、経済安全保障という概念でも十分に多義的であると指摘している。
- 13 総合安全保障研究グループ『総合安全保障戦略』大蔵省印刷局1980年
- 14 『総合安全保障戦略』21-27頁。
- 15 『総合安全保障戦略』7-9頁。
- 16 久保前掲126頁。

-
- 17 久保前掲 127 頁。このような考え方は、いわゆる防衛ただ乗り論に対しては、それを日本の防衛予算の増大に直接結びつけるのではなく、戦略的な問題と捉える考え方につながる余地があるものと思われる。
- 18 佐道明広『戦後日本の防衛と政治』吉川弘文館 2003 325 - 7 頁。
- 19 大来佐武郎「日本・中国・米国」『中央公論』1980 年 1 月。
- 20 大来前掲 183 頁。
- 21 中嶋嶺雄「防衛戦略としての日本外交」(『中央公論』1979 年 1 月) 89 頁。
- 22 中嶋前掲 93 頁。
- 23 この種の「地域」の問題に関して、「ヘゲモニーの確立につらなるようないかなる世界秩序建設も意図せず、また他国のそうした試みにも賛同すべきでないことは論をまたない。そうした意味では、現在の『環太平洋構想』や東南アジアを『ヒンターランド』とみなすような外交は、歴史に逆行して、非常に危険である。自律的国家間関係にあつて『自主外交』を展開してゆくためには、永続的なブロックを形成したり、壮大な世界秩序を構築しようとしたりせず、独自の価値判断にもとづいて、各国との部分的合意に達するよう努めることが肝要である」(馬場伸也「いま試される自主外交の道」『中央公論』1980 年 4 月) という指摘は、自立論の系譜のなかの地域概念を適切に評価していないように思われる。
- 24 「政治に複合力を」『大平正義回想録—伝記編』大平正義回想録刊行会編集発行 1987。
- 25 大平正義・江田三郎「アメリカからの自立の条件」(『中央公論』1968 年 4 月) 307 頁。
- 26 高坂正堯「再燃した米ソ対決の見落とせぬ性格」(『中央公論』1980 年 3 月) 86 頁。よく知られているように、高坂は政府の政策決定に影響を与えるところにいたが、声高に言われたソ連脅威論とは少し異なり、ソ連の行動の源泉を攻撃的ではなく、むしろ防衛的なものとみていた。ソ連の脅威を攻撃的な現実のものとする限り、外交にせよ防衛にせよ、この時期の日本は東南アジアや環太平洋よりは対ソ関係により拘束されたはずである。
- 27 松岡英夫「"乗りおくれ"外交のすすめ」(『中央公論』1980 年 3 月) 112 頁。

